

事務連絡

平成29年2月17日

公益社団法人 愛知建築士会

会長 廣瀬 高保 様

名古屋市観光文化交流局

歴史まちづくり推進室長

名古屋市緑区有松地区における建築行為等の事前協議の周知について（依頼）

日頃は、本市の建築行政にご協力いただき、誠にありがとうございます。

さて、名古屋市緑区有松地区（有松伝統的建造物群保存地区を含む有松町並み保存地区）におきましては、有松の歴史的町並みの維持・向上を図るため、本市歴史まちづくり推進室と地元住民が連携して「有松町並み相談会」を設置し、建築確認申請等に先んじて建築行為等の事前協議を行っていただくよう建築主に対して要請しております。

「有松町並み相談会」の事前協議の対象となる行為は、区域内におけるすべての建築行為等としており、具体的な設計が決まる前のできるだけ早い段階でご相談をいただくこととしております。

つきましては、有松地区における建築行為等の事前協議についての周知を図るため、別紙のとおり有松町並み相談会の概要をまとめたチラシを作成いたしましたので、貴会員の皆様にご周知いただくようお願いいたします。

別紙 有松町並み相談会への事前相談のお知らせ

担当：歴史まちづくり推進室保存支援係 栗並

電話 052-972-2782

名古屋市緑区有松地区で建築等をお考えの方へ

～有松町並み相談会への事前相談のお知らせ～

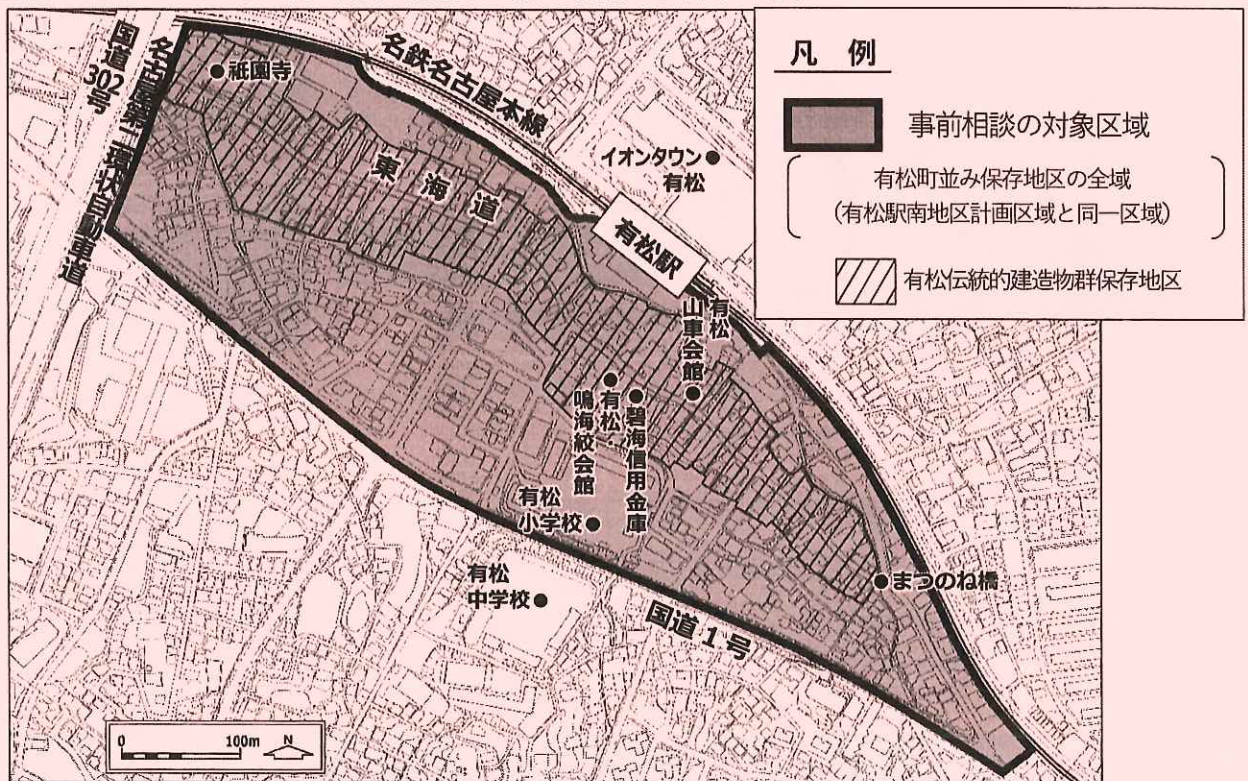
平成 29 年 2 月

東海道沿いに歴史的な町並みが残る名古屋市緑区有松地区では、有松の歴史的町並み及び良好な住環境の維持・向上を図るため、地元住民・商工業者が主体となり、建築行為等を行う際、事前相談（意見交換）を行っています。

事前相談は区域内におけるすべての建築行為等を対象としています。具体的な設計が決まる前のできるだけ早い段階でご相談をいただくよう、ご理解・ご協力をお願いいたします。



■ 事前相談の対象となる区域（緑区有松の一部・境松一丁目の一部）

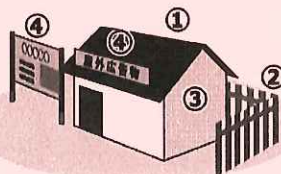


■ 事前相談の対象となる行為

建物の新築・除却・部分補修を行う際は、まずは町内会長または歴史まちづくり推進室までご連絡ください。



伝統的建造物の
外部・内部の補修



①建築物の建築
②工作物の建設
(柵の設置など)

③建築物や工作物の
外観の変更
(外壁の塗替えなど)
④看板・屋外広告物の設置



建築物や工作物
(柵・看板等)の除却



木竹の伐採
(剪定など通常の
管理行為は除く)



土地の区画形質の変更
(駐車場の造成など)

■ 事前相談の流れ

構想

構想・計画のできるだけ早い段階で、有松学区の西町・中町・東町第一町内会長または歴史まちづくり推進室へご連絡ください。
事前相談の方法、必要書類などについてお伝えします。

**具体的な設計が決まる前の
できるだけ早い段階で、町内
会長または歴史まちづくり
推進室へご連絡ください。**

計画

工事着手 2 か月前までに

相談会①：構想・計画段階に行う意見交換

施主や建築士・業者と地域のお互いの理解を深めることを目的に意見交換を行います。地域からあらかじめ知っておいてほしい地域特性などの情報をお伝えしますので、設計に生かしてください。

◀ 必要書類 ▶

計画概要書、付近見取図、現況周辺写真など



相談会の様子

工事着手 1 か月前までに

相談会②：設計段階に行う意見交換

設計内容（建物の外観など）が有松のまちにとってより良いものとなるように具体的に意見交換を行います。

◀ 必要書類 ▶

計画概要書、付近見取図、現況周辺写真、計画平面図、立面図（原則として4面。外部に露出する建築設備、各部の仕上げを記載）、外観パース（または着色された立面図）、外壁・屋根等の仕上げ材料のカタログ等のコピーなど

設計内容について**相談会の承認**を得るようにしてください

名古屋市へ許可申請・届出書の提出 / 建築確認申請等

工事着手

◀ 相談会の開催日・開催場所 ▶

相談会は概ね毎月第3月曜日に有松コミュニティセンターで行われますが、不定期開催のため、日程確認を行ってください。また、相談会の開催日の4日前までに必要書類を提出してください。
※ 詳細については、各町内会長または名古屋市歴史まちづくり推進室（TEL:052-972-2782）にお問い合わせください。

有松町並み相談会についてのお問い合わせ先

名古屋市観光文化交流局文化歴史まちづくり部歴史まちづくり推進室（名古屋市役所本庁舎5階）

TEL：052-972-2782 FAX：052-972-4128 Mail：a2782@kankobunkakoryu.city.nagoya.lg.jp

平成 29 年 2 月 27 日

公益社団法人 愛知建築士会 御中

名古屋市住宅都市局都市計画部

都市計画課長 山本 寛

用途地域指定図の修正について

記

平成 28 年度第 1 回都市計画審議会（平成 28 年 11 月 14 日開催）にて可決された都市計画の決定及び変更について、平成 28 年 12 月 19 日付で告示されました。

それに伴いまして、下記の用途地域指定図について修正した図郭を、平成 28 年 12 月 19 日から販売を開始しましたのでお知らせします。

図郭番号 (名称)	修正箇所
39 (栄生)	地区計画 (ノリタケの森地区計画)
40 (名城)	

平成 28 年度第 2 回都市計画審議会（平成 29 年 1 月 25 日開催）にて可決された都市計画の変更について、平成 29 年 2 月 22 日付で告示されました。

それに伴いまして、下記の用途地域指定図について修正した図郭を、平成 29 年 2 月 22 日から販売を開始しましたのでお知らせします。

図郭番号 (名称)	修正箇所
51 (名駅)	地区計画 (錦二丁目 7 番地区計画)
110 (黒沢台)	用途地域 地区計画 (神ノ倉西地区計画)
129 (姥子山)	特別緑地保全地区

[お問い合わせ先] 住宅都市局都市計画部都市計画課総括係

電話番号 052-972-2798

ファックス番号 052-972-4164

28建企第510号
平成29年3月1日

県内建設関係業団体の長 様

愛知県建設部長

愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱の一部改正に
ついて（通知）

日頃は、建設リサイクルの推進に御協力いただきありがとうございます。

この度、愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱を別添のとおり
改正しましたので、会員の皆様へ周知くださいますようお願い申し上げます。

なお、改正後の実施要綱については、建設企画課ウェブページに掲載します。

記

- 1 改正内容
別紙新旧対照表のとおり
- 2 適用日
平成29年4月1日

担当 建設企画課再生建設資材グループ
電話 052-954-6508（ダイヤルイン）
FAX 052-954-6941

愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、循環型社会の形成を目指し、愛知県が実施するすべての工事における建設副産物の発生抑制、リサイクルの推進及び適正処理の推進を実現するため、設計段階から一貫したリサイクルガイドラインのシステムを構築することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この要綱は、愛知県が実施するすべての工事（以下「工事」という。）について適用することとし、工事を担当する課（以下「発注者」という。）、検査を担当する職員（以下「検査員」という。）、設計業務を受注する業者（以下「設計受注者」という。）、工事を請け負う業者（以下「請負者」という。）、工事監理業務を受注する業者（以下「監理受注者」という。）など工事に関わるすべての組織、関係者に対して遵守を求める。

(基本方針)

第3条 工事の設計、積算、施工に当たっては、次に掲げる各号の基本方針により建設副産物に係る総合的対策を適切に実施しなければならない。

- 一 建設副産物の発生抑制に努めること。
- 二 発生した建設副産物については、再使用、再資源化、及び減量化に努めること。
- 三 再使用、再資源化、減量化できないものについては、適正処理に努めること。
- 四 工事において資材を使用する場合は、貴重な資源の保護、資源リサイクルの推進及びグリーン購入普及の観点から、「愛知県あいくる材率先利用方針」の遵守などリサイクル資材の使用に努めること。

(発注者の責務)

第4条 発注者は建設副産物の発生抑制、リサイクル、適正処理を推進するため、工事費に必要な経費を計上しなければならない。

第2章 概略設計・予備設計・基本設計段階の計画

(概略設計・予備設計・基本設計段階での総合配慮)

第5条 設計受注者は、工事の概略設計・予備設計・基本設計に当たり建設副産物の発生抑制のための工法選択、発生土搬出量縮減のための方策、多量に発生する建設副産物の処理方針等を総合的に勘案して進めなければならない。

第3章 詳細設計・実施設計段階の計画

(詳細設計・実施設計段階での総合配慮)

第6条 設計受注者は、工事の詳細設計・実施設計に当たり建設副産物の発生抑制、リサイクルの推進、リサイクル資材の利用促進等を総合的に勘案して進めなければならない。

(発生土、受入土についての調整)

第7条 発生土及び受入土の情報を建設発生土情報交換システムに載せるため、詳細設計・実施設計の設計受注者は、工事期間が定まっている場合は、受注後できるだけ早期に、また、工事期間の定まっていない場合は、成果物の納入時期までに、ボーリング調査、

現地調査及び設計の内容から、別表 1 に定められた事項を整理し発注者に提出しなければならない。

なお、工区を区分して工事が実施されることが想定される場合は、発注者と相談の上、工区単位の発生土及び受入土の情報を提出しなければならない。

- 2 発注者はその情報を基に、建設発生土情報交換システムに登録し、できるだけ工事間の発生土の流用について調整を行い、積算に反映させるようにしなければならない。

第 4 章 積算段階の計画

(積算段階の配慮等)

第 8 条 発注者は、リサイクル原則化ルール、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」、「愛知県あいくる材率先利用方針」及びこの要綱の趣旨に従って積算しなければならない。

(リサイクル阻害要因説明書の作成)

第 9 条 発注者は、積算の内容が、別表 2 の事項に該当するときは積算段階のリサイクル阻害要因説明書(様式 4)を作成しなければならない。

- 2 発注者は前項のリサイクル阻害要因説明書を作成した場合は、建設部建設企画課再生建設資材グループへ、速やかに送付しなければならない。

第 5 章 施工段階の取扱方針

(請負者及び監理受注者の遵守責務)

第 10 条 請負者及び監理受注者は、資材の調達及び建設副産物の処理に当たって、この要綱によるほか、次の法令等を遵守しなければならない。

- 一 資源の有効な利用の促進に関する法律
- 二 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- 三 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
- 四 建設副産物適正処理推進要綱
- 五 愛知県あいくる材率先利用方針
- 六 工事場所が名古屋市の区域にあつては「名古屋市産業廃棄物等の正な処理及び資源化の促進に関する条例」及び「名古屋市産業廃棄物処理指導要綱」、豊橋市の区域にあつては「廃棄物の適正な処理の促進に関する条例」(以下「県条例」という。)及び「豊橋市産業廃棄物適正処理指導要綱」、岡崎市の区域にあつては「県条例」及び「岡崎市産業廃棄物適正処理指導要綱」、豊田市の区域にあつては「豊田市産業廃棄物の適正な処理の促進等に関する条例」、それら以外の愛知県の区域にあつては「県条例」及び「愛知県産業廃棄物適正処理指導要綱」

(請負者の全体把握)

第 11 条 請負者は、当該工事で発生するすべての建設副産物について、自らの責任で処理又は処分を行い、その状況を把握しなければならない。

(資材搬入の注意事項)

第 12 条 請負者は、資材搬入に対して、協力業者も含めて次の事項について配慮しなければならない。

- 一 現場への資材の搬入量が過大にならないよう努めること。
- 二 造作材、型枠などの工場加工、ボード類の実寸搬入（プレカット）などにより、現場加工の低減に努めること。
- 三 現場への資材搬入は、できるだけパレット、ラック、コンテナを利用し、こん包状態での搬入を避けるよう努めること。
- 四 養生材、こん包材はできるだけ簡素化し、再利用できるものを使用するよう努めること。

（建設廃棄物の分別収集）

第13条 請負者は、協力業者が排出するものも含めて、できるだけ別表3の区分により分別収集するように努めなければならない。ただし、現場条件により、分別収集が困難な場合は、中間処理施設に搬入し、分別、再資源化に努めなければならない。なお、コンクリート、アスファルト、木材については必ず分別し、再資源化しなければならない。

（工事現場の廃棄物保管施設の構造基準等）

第14条 請負者は、工事現場に廃棄物保管施設を設置する場合は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の規定を遵守するほか以下の事項を遵守しなければならない。

- 一 現場の敷地の周囲にはみだりに人が立ち入ることを防止することのできる囲いを全周に設け、現場の敷地の出入口には、施錠できる門扉が設けられていること。
- 二 廃棄物保管場所の見やすい箇所に「産業廃棄物の保管施設」であること、及び施設設置者名、産業廃棄物の種類、管理者名、連絡先を表示する立札その他の設備が設けられていること。
- 三 保管した廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに、悪臭が発散しないように必要な措置を講ずること。
- 四 分別収集した廃棄物の種類ごとにコンテナ等の容器を設け、容器ごとに廃棄物の種類を明示すること。
- 五 火災を防止するため、消火器その他消火設備が設けられていること。
- 六 工事現場での保管は極力短期間とすること。

（工事着手前と完了時の書類提出）

第15条 請負者は現場で生じる建設廃棄物の処理に関する計画を策定し、工事着手前に次の計画書等を発注者に提出しなければならない。また、完了時にはそれぞれの計画書について実績数字に置き換えた実施書を提出しなければならない。なお、工事着手前に提出する計画書等は、施工計画書に含め提出することができる。

一 再生資源利用計画書（実施書）（CREDAS 様式1）

再生資源利用計画書（実施書）は、請負金額100万円以上のすべての工事で作成する。

二 再生資源利用促進計画書（実施書）（CREDAS 様式2）

再生資源利用促進計画書（実施書）は、請負金額100万円以上のすべての工事で作成する。

三 あいくる材使用状況報告書（様式8）（完了時のみ提出。）

四 あいくる材使用実績集約表（様式9）（完了時のみ提出。）

五 建設発生土受入地の関係法令に基づく許可証（民間受入地の場合に限る。）の写し

- 六 収集運搬、処理業者の許可証の写し
請負者が契約した収集運搬業者及び処分業者のもの。
 - 七 廃棄物処理委託契約書の写し
請負者が収集運搬業者及び処分業者と契約したもの。
 - 八 請負者が契約した処分場までの運搬ルート図
 - 九 土木工事におけるマニフェスト管理台帳又は建築工事におけるマニフェスト集計表
(いずれかを完了時のみ提出。)
- 2 前項第一号及び第二号の計画書(実施書)については、個々の実態に基づいて、求められている単位に換算して記入するものとする。ただし、実態値がない場合は別表4の値を参考に換算して記入するものとする。
 - 3 発注者は、第1項で提出された再生資源利用計画書(実施書)、再生資源利用促進計画書(実施書)、あいくる材使用状況報告書及びあいくる材使用実績集約表の記入漏れや誤記などが無いことを確認するものとする。

(リサイクル状況の集約への協力)

第16条 リサイクル状況の集約を容易にするため、請負者は、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を CREDAS 入力システムにより作成し、電子データで提出するものとする。

なお、請負者は、国土交通省のホームページから CREDAS 入力システムをダウンロードして使用するものとする。

- 2 あいくる材の使用状況を集約するため、請負者は、あいくる材使用状況報告書とあいくる材使用実績集約表をあいくるのホームページからダウンロードした電子データを用いて作成し、電子データで提出するものとする。
- 3 前2項で提出された再生資源利用実施書、再生資源利用促進実施書、あいくる材使用状況報告書及びあいくる材使用実績集約表は、地方機関の施行する工事にあつては、地方機関単位で集計し、本庁各課が施行する工事にあつては、それぞれの課で集計し、各部署の主管課が取りまとめて建設部建設企画課再生建設資材グループに提出するものとする。
- 4 前項の提出は、原則として、毎年4月末日を目安に前年度分をまとめて行うこととする。具体的には、建設部建設企画課再生建設資材グループからの提出依頼に基づき提出することとする。
- 5 建設部建設企画課再生建設資材グループは、前項により提出されたものを集計し、必要に応じて公表することとする。

(マニフェスト制度の実施)

第17条 請負者は、建設廃棄物の運搬及び処分に当たって、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の規定を遵守し、マニフェスト制度による産業廃棄物管理票(マニフェスト)の処理を行うこととする。

第6章 検査時の対応

(発注者及び検査員の役割)

第18条 工事の設計段階において発注者は、第5条及び第6条に規定する総合配慮に基

づいて設計業務の成果物が作成されていることを確認することとする。

- 2 工事の施工段階において発注者は、建設廃棄物の処理が適正に進められ第15条に規定する書類が作成されていることを確認することとする。
- 3 前2項の確認の他、検査員は、建設副産物の処理が適正に進められていることを検査時に確認することとする。

第7章 その他

(実施要綱の管理)

第19条 この実施要綱について疑義が生じた場合、変更の必要が生じた場合については、建設部建設企画課再生建設資材グループが対応する。

附則

- この実施要綱は平成13年 4月 1日より実施する。
- この実施要綱は平成15年 4月 1日より実施する。
- この実施要綱は平成16年 9月22日より実施する。
- この実施要綱は平成20年 2月13日より実施する。
- この実施要綱は平成20年 4月 1日より実施する。
- この実施要綱は平成21年 4月 1日より実施する。
- この実施要綱は平成22年 4月 1日より実施する。
- この実施要綱は平成24年 4月 1日より実施する。
- この実施要綱は平成29年 4月 1日より実施する。

別表 1

発生土及び受入土についての諸元
1 工事場所
2 工事の種類
3 工事名
4 搬出、搬入の別
5 搬入予定量、搬出予定量
6 搬入の場合の使用目的
①路床土
②路体、築堤盛土
③埋立て土
④その他
7 搬出の場合の発生土情報
①砂、礫質土
②岩
③粘性土
④泥土
⑤その他
8 発生時期の予定
9 工程調整のための仮置場の有無

別表 2

リサイクル阻害要因説明書を作成する場合の基準
1 300m ³ 以上の建設発生土を自由処分又は最終処分する場合
2 建設汚泥及び建設混合廃棄物を工事現場から直接最終処分する場合
3 土砂等利用工事において購入材（新材）を使用する場合
4 碎石の使用工事において新材を使用する場合（ただし、仮設工事、路盤工で供用する箇所及び再生材が飛散して周辺の土地利用に障害が発生するおそれがある箇所は除外する。）
5 アスファルト混合物の使用工事において新材を使用する場合（ただし、表層工、基層工に改質材を使用する場合等の再生品を使用できないものは除外する。）
6 本ガイドラインで現場若しくは再資源化施設での資源化又は再生資源の現場での利用となっている物品について、焼却又は最終処分を行う場合
7 現場内で分別が行えない場合

別表3

建設廃棄物の分別区分

- 一 コンクリート塊（安定型産業廃棄物）
処理方針：再資源化施設に搬入する。
- 二 アスファルトコンクリート塊（安定型産業廃棄物）
処理方針：再資源化施設に搬入する。
- 三 木材（管理型産業廃棄物）
処理方針：再資源化施設に搬入する。
- 四 金属くず（鉛製は管理型産業廃棄物、それ以外は安定型産業廃棄物）
処理方針：鉄筋くず、金属加工くず、ボルト類、電線、番線等は有価物として処分する。
有価物として処分できない場合は、できるだけ再資源化に努め、やむを得ないもののみ、適正処理を行う。
なお、鉛製の管、又は板、廃容器包装（*注1）は、他の金属と区分して収集し、管理型最終処分場で処分する。
- 五 飲物等の空き缶（安定型一般廃棄物）
処理方針：有価物として処分する。有価物として処分できない場合は、再資源化施設に搬入する。
- 六 ダンボール等（管理型産業廃棄物）
処理方針：有価物として処分する。
有価物として処分できない場合は、再資源化施設に搬入する。
- 七 燃えるもの（管理型産業廃棄物）
処理方針：できるだけ再資源化に努める。
再資源化できない場合は、焼却処理をする中間施設に搬入し減量化する。
- 八 燃えない混合産業廃棄物（安定型産業廃棄物）
処理方針：それぞれ、再資源化に努める。
処分する場合、コンクリートくず、アスファルトコンクリートくず、モルタルくず、廃プラスチック類（廃容器包装を除く）、ガラスくず及び陶磁器くず、れんがくず等の安定型産業廃棄物のみの混合廃棄物は、安定型最終処分場で処分できる。
しかし、管理型産業廃棄物の混じった混合産業廃棄物は管理型最終処分場で処分しなければならない。
- 九 燃えない混合産業廃棄物（管理型産業廃棄物）
処理方針：それぞれ、再資源化に努める。
品目の例示：石こうボード、鉛蓄電池の電極、鉛製の管又は板、プリント配線板（鉛を含むはんだが使用されているものに限る。）、廃容器包装（注1）等
- 十 生ゴミ、新聞雑誌等の生活ゴミ（一般廃棄物）
処理方針：食事の残さ、弁当がら、新聞雑誌等の一般廃棄物は、産業廃棄物とは別に収集し、地元市町村の分別収集に合わせて分別収集に努める。

*注1：廃容器包装とは、固形状又は液状の物の容器又は包装であって廃棄物の処理及び清掃に関する法律別表第5の下欄に掲げる物質が混入又は付着した物。なお、有害な廃容器包装は遮断型産業廃棄物となる。

別表 4

建設廃棄物の重量換算時の参考値

建設廃棄物の種類	重量換算係数 ^{※1} (t/m ³)				運搬車両規模の算定用 密度 ^{※2} (t/m ³)
	荷積み状態		実体積による 換算	産業 廃棄物 (環境省)	
	建廃 ガイドライン値	参考値	参考値		
建設汚泥	1.2~1.6	1.4	1.4	1.10	—
コンクリート塊	建設廃材 1.6~1.8	1.8	2.35(無筋)	1.48	1.7
アスファルト コンクリート塊		1.8	2.35		
建設発生木材	0.4~0.7	0.5	—	0.55	0.6
建設混合廃棄物	—	—	0.24~0.30	0.26	—
砕石	—	—	2.0	—	—
廃プラスチック類	—	—	1.1	0.35	0.4
廃塩化ビニル管・継手	—	200kg/m ³ 管・パイプ	—	—	—
廃石こうボード	—	0.65~0.8	—	—	—
紙くず	—	—	0.5	0.30	—
アスベスト	—	—	0.9	0.30	—
金属くず	—	—	—	—	1.5
ガラス・陶磁器くず	—	—	—	—	1.2

※1 出典：国土交通省中部地方整備局資料

※2 出典：愛知県産業廃棄物適正処理指導要綱

草刈りにおける面積あたりの重量換算時の参考値

河川	1.4 t/1,000m ²
道路	0.74t/1,000m ²